

平成27年度第2回甲賀市文化のまちづくり審議会 概要報告

1. 開催日時 平成28年2月19日（金） 午後2時～午後4時

2. 開催場所 碧水ホール2階会議室

3. 議題

* 協議事項

- ・ 甲賀市文化のまちづくり計画の中間見直しについて
- ・ 会議内容等の公開非公開の決定について
- ・ その他

4. 公開または非公開の別 公開

5. 出席者

委員 高須美代子委員、田代圭介委員、福井眞里委員、阪上きよ子委員
瀬古祐嗣委員、清水雅代委員、木村孝英委員、早川弘志委員
市居みか委員 宇田康雄委員、雲林院ユカリ委員
以上11名

事務局 福山次長
文化スポーツ振興課 黒田課長、杉本課長補佐、玉木係長
雲林院主査

6. 傍聴者数 0人

7. 協議

出席委員数の報告

会議に先立ちまして会議成立の報告をさせていただきます。本日の出席者は12名委員中11名のご出席をいただきましたので甲賀市文化のまちづくり審議会規則第3条第1項に定めております過半数の出席がありますことから本日の審議会は成立していることをご報告させていただきます。

- ・ 甲賀市文化のまちづくり計画の中間見直しについて

事務局 それでは文化のまちづくり計画素案と事業実施状況にもとづきご協議をいただきということになっておりますので審議会規則第3条第1項により会長の方に議事をお願いしたいと思っております。

会長

まず、甲賀市文化のまちづくり計画素案の内容について事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局

文化のまちづくり計画の中身の説明に入らせていただく前に、その前段として、根本的な部分と申しますか、その大元の部分につきまして、説明をさせていただきたいと思います。

まず、この審議会の委員さんの役割、前回の審議会においても、「いったい私たちは何をすればいいのか」と言うご意見が出ていたかと思えます。この委員さんの役割については、条例の表記では、「文化芸術の振興及び施設について、調査・審議すること」となっております。噛み砕いて申し上げますと、市の行っている文化振興事業、美術展やホールでの芸能イベントなどの文化事業について意見をいただいたり、そしてあいこうか市民ホールなど各施設の管理運営面にもご意見をいただいて、市政に反映させるというものになろうかと思います。ただ、様々な意見をいただきますが、最終的な決定は、市長なり教育長の権限となりますので、いただいた意見は、固く言うと答申という形で、行政へ投げ掛けることとなります。

といたしますのも、どんなにいいご提案であっても、様々な理由ですぐに実現することが難しい場合があります。例えば、極端な例ですが、市民ホールで宝塚歌劇を行ったらどうかという意見が仮にあったとします。確かに市民の皆様素晴らしい文化芸術に触れていただく機会を設けるというのは、大事なことです。大事なことなのですが、限られた厳しい財政事情にあって、例えば、今は高齢者福祉を優先するべき時期であるとか、学校の耐震補強工事を早急にする必要があるとか、他のジャンルでそういった状況にある場合もございます。文化行政以外にも含めて総合的に判断しなくては行けませんので、意見はいただいて、可能な範囲で文化行政に反映していくということになります。

その意見をいただくための題材として、平成28年度事業概要などについては、新年度予算が3月の市議会で承認された後、次の審議会では説明させていただくこととなります。もちろん、それ以外にも常日頃思うことなどがあれば、いつでもお聞かせ願えればと考えております。

前段が長くなりましたが、この意見をいただく、文化振興事業実施の基になるのが、この「文化のまちづくり計画」となります。いわゆる文化施策をどのような方向性で進めていくかという基準書みたいなものであるとお考えいただければと思います。

策定当時、平成20年から22年までの、文化のまちづくり審議会の委員さんより様々な方面から、ご意見をいただいてできているものでありまして、当時の現状と課題を整理しながら、文化振興施策の進むべき姿を形にさせていただいております。

その後、5年が経過し、その間、国や県の文化振興に関する方針が変更されたり、また世の中の流れにより実情にそぐわない部分などが当然出てきてまいります。今回の中間見直しでは、そういった部分に変更を加え、現時点での実情に則した「文化のまちづくり計画」として改訂を行うものがございます。新たな計画を策定したり、第2次計画として策定するものではありませんので、大筋の柱は変わるものではありません、5年前に十分

協議いただいた内容を尊重しながらどうしても変更をせざるを得ない部分について、見直しを図るものであります。この後、担当係長より計画見直しの内容について説明をさせていただきますが、前回の審議会の中で、この計画が文化施策にどう反映しているか、解り辛いというご意見をいただいておりますので、まずは文化振興事業の概要を説明させていただいた後に、計画書の中身へという流れで説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

事務局 次第 3 P（甲賀市文化のまちづくり計画と施策の実施状況）説明
甲賀市文化のまちづくり計画 素案 修正箇所説明

会長 あくまでも今回は国県の上位方針の変更による修正であり、基本的な内容については変えないということです。事業実施状況と素案についての説明があったんですが皆さんの方でご意見があればいただきたいと思います。それでは前委員長木村さんからご意見ありましたらお願いします。

木村委員 それまでにどのように進めていくのかを協議した方がいいのではないかなと思う。会長の方で進め方の案を持っていただいているようであれば示していただきたい。

会長 持っておりません。内容的には項目ごとに見ていくことが望ましいが、そうすると時間がかかりすぎると思う。

福井委員 素案に示されている赤字訂正については大筋問題ないと思います。今日の段階では赤字訂正の部分について大きな問題がないかを確認修正し、先ほど説明された実施状況をふまえてこれからどのようにしていけばよいかを提案するといった形で進めていかなければ時間がないと思います。
それと P 5 1 以降の基本方針についてはよくわからないので説明をお願いしたいと思います。この基本方針の文言で回りくどい箇所があるところが個人的には気になるのとアーリュブルットの部分については専門の方に見ていただくというぐらいになるかと思っています。

会長 私も基本方針については今日始めて見たのですが、事務局の方でどのように進めていくのか案をお持ちでしょうか。

事務局 前回の資料には基本方針の資料は付けておりませんでした。基本方針はまちづくり計画の基となるもので今回資料として付けさせていただきました。

会長 付けるべきものが付いていなかったということですね。

事務局 そうです。進め方についてですが、全体を通して赤字の部分を見ていただく進め方でも各章ごとに見ていただく進め方でもどちらでも結構です。

福井委員 5章までしかないのでは各章ごとに見ていってはどうか。

会長 それでは章別に見ていただいて、何かご意見がありましたらお願いいたします。

瀬古委員 まちづくりとは色んな分野があると思います。この審議会は資料として付いている市内文化施設の有効活用により豊かなまちづくりを行おうというものですか。それを聞かせていただきたい。

事務局 活用という意味ではなく、関連する施設ということであげております。活用は活用でございますが、あくまでもこのような施設があるという資料です。

会長 それでは各章ごとに特に赤字の部分について、ご審議いただくということよろしいでしょうか。

 はい

会長 それでは第1章、何かございますでしょうか。

高須委員 文章は平成で統一されていると思うが、2020年東京オリンピックの部分だけ西暦で書かれているのは違和感がある。

事務局 オリンピックは世界規模のものなので、西暦で明記されていると思います。

高須委員 ではカギ括弧でくくるなどしてはどうか。

事務局 そのように修正いたします。

木村委員 人口減少が文化の担い手不足とあるが、これは具体的にどういうところに表れているのですか。

事務局 国の文化芸術の振興に関する基本的な方針から上げさせていただいております。

木村委員 それを引っ張ってきたということですか。

事務局 意味合いとして人口減少に伴い文化の担い手も減少しているということです。

木村委員 担い手不足が深刻な問題となっているのか、懸念されるのか、そこはもっとシビアに見ていった方がいいと思います。

事務局 次回までにもう少しわかりやすい文言に変えさせていただきます。

田代委員 P 6 出版物のところ「レコード」とありますが今ないに等しいですね。

電子媒体とかではないですか。

事務局 文化芸術振興基本法に基づく分類ということで、この表現が残っておりまして、そのまま使わせて頂いております。

会長 他にございませんか。なければ第2章に移りたいと思います。何かご意見ございませんか。

瀬古委員 P 1 1 以降アンケート結果はグラフ化した方が字だけよりも見やすいと思う。3文化芸術行政の特色について文化全般にわたる項目(1)(4)部分的な項目(2)(3)が入り混じっているので整理が必要だと思う。

事務局 項目の構成については、わかりやすいよう考えさせていただきます。

木村委員 美術展は大きな比重を占めているということで入れさせていたと思う。これについては皆さん理解していただいていたと思う。P 1 1 の意識調査ですが「このたび」を「平成20年に行われた」に変更した方が新しい表現としてマッチすると思う。

P 1 2 (6) (7) については現状と捉えるのか課題と捉えるのか位置付けをはっきりさせた方がいいと思う。時節柄課題として捉えていった方が適切ではないかと思う。

高須委員 P 1 6 市の広報紙、ケーブルテレビについてですが、新聞を取っておられない方が増えており広報紙を見たことがないという方もおられます。また、私の周りだけかもしれませんがケーブルテレビを契約されていない方が少ない。全体的に契約者が少ないのであれば、これで情報発信しているというのはどうかと思う。それについてはどうですか。

事務局 実態を調べ、文言等の整理を行いたいと思います。

田代委員 P 1 5 (2) 5行目～9行目の意味がどうしてもわからない。

事務局 お時間いただいて整理させていただきます。

木村委員 P 1 4 「実演芸術団体」というのはどういうものなのか。

事務局 楽団、劇団等実演されるプロの団体を示すものだと思っております。

木村委員 県・民間事業者との連携とは実演を伴う団体との連携だけではないと思うが・・・

P 1 4 4 1 1 行目 「人材を招くなど交流を図ることが」に変更した方がいいと思う。

事務局 わかりました。

高須委員 実演芸術団体ではない団体とは何があるのですか。

事務局 より質の高いということからプロの団体ということになってくると思います。

瀬古委員 レジュメ P 3 実演芸術体験事業と関連するのであれば、例えば小学生に京フィルの演奏を聞かせるなどそういった意味で捉えられる。言葉としてみんなにわかりやすい言葉にしてほしい。

事務局 P 1 8 アールブリュットの記述がありますが、内容について早川委員のご意見伺いたいと思います。

早川委員 書かれている内容に間違いはないと思いますが、なぜ今滋賀県でアール・ブリュット発信していくのかをもう少し詳しく説明された方がいいように思いました。2020年オリンピックパラリンピックに向けてアール・ブリュットが県内外で活発になってきています。そのような中でアール・ブリュットの意味について世間一般的に曖昧でわかりにくい部分があると思います。アール・ブリュット=障がい者の芸術作品という認識が広がっており、本来の意味である専門的な教育を受けていない方々の芸術作品という認識が薄れてきているように思います。

素案のとしてアール・ブリュットの本来の意味を詳しく説明された部分が削除されていますが、アール・ブリュット=障がい者の芸術作品という認識になっていくのはあまりいいことではないと思います。アール・ブリュット=一個人の作品として認識されることが望ましいと思います。

事務局 前段で削除した部分を盛り込んでいった方がいいんじゃないでしょうか。

早川委員 滋賀県において障がい者の方の造形活動の歴史は古く、全国的に先陣を切ってアール・ブリュット に取り組んできました。そういった歴史を詳しく説明されればもっといいのではないかと思います。

会長 ただいまの意見を踏まえ修正お願いいたします。それでは第3章についてお願いいたします。

会長 ないようですので第4章についてお願いいたします。

瀬古委員 (2) ②鈴鹿馬子唄学習塾とありますが、この事業に特定されているのですか。

事務局 例といいますか鈴鹿馬子唄学習塾のように文化に触れる機会を提供していくということです。もし、他にあれば挙げさせていただきますが・・・

田代委員 P 2 7 文化サロン「ワークショップ」という言葉が随所に出てくるが具体的にどのようなことを示しているのかがわからない。なんとなく文化サロンはホールで開催しているサロンコンサートのようなものであるとか、ワークショップは専門家を交えた体験活動であるとか個人的には思っているが、それ自体実現可能なものであるのか不明確であると思う。

- 会長 文化サロン（仮称）とありますが、どういうことでしょうか。
- 事務局 創設していくということで書かせていただいております。
- 会長 P 5 6 文化サロン創設が求められますと書かれておりますが、まだできていないということですね。
- 事務局 創設を目指していこうということです。
- 高須委員 市内様々な文化団体が存在していますので、それぞれの団体が連携して事業ができる横のつながりをもてる場を創設するというような意味合いだったように思います。
- 木村委員 施策の実施状況を見てみると多くのことが出来ているように思うが、既存の事業を当てはめただけのようにも思える。文化サロンについて新たな事業として位置づけていく必要があるのではないかと思う。
- 瀬古委員 P 2 7 （2）②最終行「撮影が行われています。」とあるが、具体的にどのようにしていくのかが書かれていないので書くべきではないか。
- 事務局 有効活用ということですので活用方法を書かせていただきます。
- 木村委員 P 2 9 ③ 「リストの作成が行われており・・・」「人材データベースがあると・・・」とあるが、あるのかないのかがわかりにくいので文章の整理が必要ではないかと思う。
- 会長 それでは第5章については、どうでしょうか。
- 瀬古委員 P 3 7 1行目「子どもと青少年の区分け」はしっかりとできているのでしょうか。
- 事務局 この文章については教育振興基本計画からの抜粋であります。確かにわかりにくい文言かと思いますのでもう一度わかりやすい言葉に整理させていただきます。
- 木村委員 P 3 6 （2）「文化のまちづくり推進室」の設置が削除され関連する部署との連携となっているが当初連携するために「文化のまちづくり推進室」が必要だということだった。組織の機構改革や人事面で設置が難しいということで削除されたのか連携だけでよいと考えておられるのか聞かせていただきたい。
- 事務局 今現在「文化のまちづくり推進室」は、おっしゃられた理由などにより設置には至っておりません。政策推進、文化財、観光など今ある部署で連携を図っております。

木村委員 連携が図れているかどうかを見ている部署はどこなんですか。

事務局 連携が図れているかを見る特定の部署はございませんが、それぞれの部署で連携を図りながら進めていくということでこのような表現にさせていただきました。

木村委員 行政の盲点はそこにあると思います。連携連携と言われますが、実際連携ができていないのが現状であります。つまり現状に即した表現に変えられたということですね。

事務局 そうです。

会長 これで1～5章まで見ていただきました。資料について、もし何かありましたらお願いいたします。

会長 なければレジュメ（2）その他に移りたいと思います。事務局よろしくお願いいたします。

事務局 会議内容の公開非公開についてですが、全て公開ということで考えていますがよろしいでしょうか。

全員 はい。

会長 次回第3回の審議会を5月に開催を予定されていますが、日程を決定させていただいてよろしいでしょうか。

事務局 事務局の都合で申し訳ございませんが、この日は都合が悪いという日を聞かせていただければと思います。

特になし

会長 それ以外で何かございませんか。

瀬古委員 資料の部分についてですが、民間の施設も含めるのであればやまなみギャラリーも入れていただきたい。

事務局 わかりました。

会長 最後に雲林院副委員長にあいさつ頂きたいと思います。

副会長 本日はたくさんのご意見いただきありがとうございました。27年度第2回甲賀市文化のまちづくり審議会を終わらせていただきます。